

2026年4月1日

お客さま 各位

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

東信用組合

日頃より当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ご高承の通り、手形・小切手機能の電子化については、2021年6月閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「2026年度末（2027年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。

こうした状況を踏まえ、当組合では下記対応を実施することといたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 払戻請求書による払戻の開始

2026年4月1日（水）から、払戻請求書による当座勘定の払戻しを開始します。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立て（手形割引含む）の受付を終了

2026年4月1日（水）から、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立て（手形割引）の受付を終了します。代替の電子的決済手段として、「でんさい専用法人インターネットバンキング」、「でんさいライト」をご用意しておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

3. 当座勘定新規開設の停止

2026年5月29日（金）をもちまして、当座勘定の新規開設申込の受付を終了します。すでに当座勘定をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

4. 手形帳・小切手帳の発行受付終了

2026年5月29日（金）をもちまして、手形帳・小切手帳の発行（自己宛小切手含む）を終了します。未使用の手形帳・小切手帳の買戻しは行いません。店頭にて回収させていただきます。

5. 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了

2026年9月30日（水）をもちまして、他行支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

6. 手形・小切手の振出期限の設定

2026年9月30日（水）を、手形・小切手の最終振出期限といたします。2026年10月1日（木）以降に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いはできません。

以上